

福祉用具専門相談員指定講習会

講習名	職業訓練法人 西都職業訓練会 西都高等職業訓練校 福祉用具専門相談員指定講習会
講習期間	公共職業訓練期間 令和2年9月11日(金)～令和2年12月10日(木) 3ヶ月 内の 令和2年10月28日(水) ～ 令和2年11月30日(月) ※土、日、祝祭日は除く 計51時間
講習会場	職業訓練法人 西都職業訓練会 西都高等職業訓練校 3階 大会議室 宮崎県西都市大字三宅2215番地
定員	20名
受講料 及び 補講料	<ul style="list-style-type: none"> ●受講料：無料（公共職業訓練3ヶ月の受講者） テキスト代：自己負担6,710円税込（福祉用具専門相談員指定講習会で使用するテキスト代） ●演習時に係る費用：自己負担 ●補講料：1時間当たり2,000円 ※詳細は 公共職業訓練のご案内 介護職員初任者研修科 のちらし費用等をご確認ください。
講習カリキュラム	① 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割・・・・・・・・・・2時間 ② 介護保険制度等に関する基礎知識・・・・・・・・・・4時間 ③ 高齢者と介護・医療に関する基礎知識・・・・・・・・・・16時間 ④ 個別の福祉用具に関する知識・技術・・・・・・・・・・16時間 ⑤ 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識・・・・・・7時間 ⑥ 福祉用具の利用の支援に関する総合演習・・・・・・・・・・5時間 ⑦ 修了評価・・・・・・・・・・1時間
その他	福祉用具専門相談員とは、介護保険を利用して福祉用具を利用する際に、利用者本人やご家族のご要望に応じて、その方の状況にあった福祉用具の選定や使用方法等の相談や用具の調整等を行う専門職です。 福祉用具の貸与事業を行う指定事業所には2名以上の福祉用具専門相談員を配置することが義務づけられており、介護保険の受給対象となる福祉用具の貸与・販売に際しては、福祉用具専門相談員の技術的支援等が不可欠となります。尚、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第37号）第194条に定める一定の有資格者については、本講習を受講しなくても福祉用具専門相談員として従事することが出来ます。 本講習は、どなたでも受講出来ますが、全カリキュラムを履修していただき、修了評価試験において当法人が定める基準点に達した方に、修了証明書を交付することになっています。
受講申し込み・ 問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> ●公共職業訓練3ヶ月の入校希望者は、公共職業訓練のご案内 介護職員初任者研修科 のちらしをご覧になり、受講対象者の欄を確認後、最寄りの公共職業安定所で相談いただき、所定の「入校願」を提出してください。 ・雇用保険受給資格者等で公共職業安定所長の受講指示を受けられた方は、訓練期間中に訓練手当が支給されます。 ・雇用保険受給資格がない方でも一定の要件を満たせば「職業訓練受講給付金」の制度があります。詳細は最寄りの公共職業安定所へご相談下さい。 【ハローワーク高鍋 0983-23-0848】 【ハローワーク宮崎 0985-23-2245】
ホームページURL	職業訓練法人 西都職業訓練会 西都高等職業訓練校 〒881-0005 西都市大字三宅2215番地 TEL 0983-43-1087 FAX 0983-32-0006 http://saito-kunren.ac.jp

